

●●様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)

印

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例に基づく協議又はあっせん等の開始について

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）第41条の規定に基づき設置した●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会に対し、●●市（町村）在住の●●氏（以下「申立人」という。）から、次のとおり申立てがあり、同委員会において協議又はあっせんを開始することとしましたのでお知らせします。

つきましては、今後実施する調査並びに地域づくり委員会での協議又はあっせんに御協力をお願いします。

なお、調査等の日程については、別途通知します。

記

- 1 申立人の申立て事案の具体的内容
- 2 申立人の求める措置の内容
- 3 調査等の根拠

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第41条、第42条、第47条

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
- (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課内
TEL

第 号
年 月 日

●● 様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)

印

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例に基づく調査の実施について
▲▲年▲▲月▲▲日付け第▲▲号通知により通知したこのことについて、次のとおり調査を実施しますので、御協力願います。

記

- 1 調査の根拠規定
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第47条
- 2 調査の日時及び場所
- 3 調査員職・氏名
- 4 調査出席者氏名
- 5 その他留意事項等

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課内
TEL

●● 様

北海道知事 高橋はるみ 印

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第47条の規定に基づく調査への協力について

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）第41条の規定に基づき設置した●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会に対する●●市（町村）在住の●●氏（以下「申立人」という。）からの協議及びあっせんの申立てを受け、同委員会では、地域づくり推進員●●から▲▲年▲▲月▲▲日付け第▲▲号通知により、貴方に対し調査並びに地域づくり委員会での協議又はあっせんへの協力を依頼しましたが、今日に至るまで、協力がなく、調査が実施できない状況となっています。申立てのあった内容は、虐待又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に当たるおそれがあり、至急事実を確認する必要がありますので、調査への御協力をお願いするとともに、●年●月●日までに●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局まで御連絡ください。

なお、今後も引き続き調査並びに地域づくり委員会での協議又はあっせんに協力が得られない場合は、申立人等から確認した事実に基づき、条例第48条の規定による指導、勧告又は勧告内容の公表を行うことがありますので申し添えます。

記

- 1 申立人の申立て内容
- 2 申立人等から聞き取りした事実の概要
- 3 調査等の根拠

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第41条、第47条、第48条

（設置）

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

（調査）

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（勧告等）

第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

2 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。

3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

4 連絡先

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局

(住所)

●●総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課内

TEL

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局

(住所)

●●総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課内

TEL

第 号
年 月 日

●● 様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)



協議又はあっせんの実施について

●●市（町村）在住の●●氏から申立てのあった件に関するこのことについて、●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会は、次のとおり協議又はあっせんを実施しますので、出席されるよう通知します。

記

- 1 協議又はあっせんの根拠規定
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則第11条、第12条
- 2 あっせんの日時及び場所
- 3 出席する地域づくり推進員及び地域づくり委員会委員の氏名
- 4 出席する参考人の氏名
- 5 その他留意事項等
※ あっせんの実施方法などについて記載する。

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課内
TEL

●● 様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)



●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会による協議又はあっせんの打ち切りについて

▲▲年▲▲月▲▲日付で、●●市（町村）在住の●●氏から申立てのあった件に関する●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会での協議又はあっせんは、次の理由のため協議等を継続することが困難となりましたので、協議又はあっせんを打ち切ることとします。

記

- 1 申立人の申立て事案の具体的内容
- 2 申立人の求める措置の内容
- 3 協議又はあっせんを打ち切る理由
- 4 その他

※ 今後の取扱い等、申立人又は原因となる者に通知すべき事項等について記載する。

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課内
TEL

北海道知事 様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)



北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部での審議について
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域
づくりの推進に関する条例第46条第5項の規定に基づき、次の事案について審議を求めます。
記

- 1 申立人氏名
- 2 申立事案の概要
- 3 地域づくり委員会での協議等の概要
- 4 推進本部での審議を求める事項
- 5 添付書類
 - (1) 協議等申立書の写し
 - (2) 調査結果調書の写し
 - (3) 地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し
 - (4) その他必要な書類

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課内
TEL

●● 様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)



北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第48条第1項の規定に基づく指導について
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）第41条の規定に基づき設置した●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会に対し、●●市（町村）在住の●●氏（以下「申立人」という。）から申立てがあった件については、関係者からの調査や地域づくり委員会での協議又はあっせんの結果、著しい暮らしづらさの事案に該当すると認められますので、速やかに改善されるとともに、このような行為が二度と繰り返されることのないよう指導します。

なお、改善の状況等については、次に記載する時期に面談により確認をさせていただくことを申し添えます。

記

- 1 著しい暮らしづらさの事実
- 2 改善を求める事項
- 3 改善状況を確認する時期
- 4 その他参考事項
- 5 指導等の根拠

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第41条、第48条

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

(勧告等)

第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

- 2 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。
- 3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
- 4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課内
TEL

北海道知事 様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)



知事による改善勧告の求めについて

次の事案について、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第48条第2項の規定に基づき、暮らしづらさの原因となる者に対し、改善を勧告することが必要と認められますので報告します。

記

- 1 申立人の住所・氏名・連絡先
- 2 暮らしづらい状況にある障がい者の住所・氏名・連絡先
- 3 暮らしづらさの原因となる者の住所・氏名・連絡先
- 4 申立事案の概要
- 5 調査の概要
- 6 地域づくり委員会での協議等の概要
- 7 著しい暮らしづらさがあると判断した理由
- 8 指導の概要
- 9 指導に対する結果及び暮らしづらさの原因となる者の主張の概要
- 10 改善を勧告する必要があると認める理由
- 11 その他
- 12 添付書類
 - (1) 協議等申立書の写し
 - (2) 調査結果調書の写し
 - (3) 地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し
 - (4) 指導文書の写し
 - (5) その他必要な書類

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課内
TEL

北海道知事 様

北海道地域づくり推進員 ●●
(●●圏域担当)



個別事案処理状況報告書

年 月 日付け第 号により申立書の写しを送付した次の事案の協議等の結果について報告します。

記

- 1 申立人の住所、氏名
- 2 暮らしづらい状況にある障がい者の住所、氏名及び障害の状況
- 3 暮らしづらさの原因となる者住所、氏名
- 4 申立事案の概要
- 5 調査の概要
- 6 地域づくり委員会での協議等の概要
- 7 合理的配慮の欠如に当たると判断した事案についてはその理由
- 8 指導実施の有・無
- 9 事案判断の理由
 - (1) 著しい暮らしづらさがある事案と判断した理由
 - (2) 虐待に関する事案又は障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案と判断した理由
- 10 指導に対する結果及びその後の対応等
- 11 その他
- 12 添付書類
 - (1) 調査結果調書の写し
 - (2) 地域づくり委員会での協議又はあっせんの経過等を記した調書の写し
 - (3) 指導文書の写し
 - (4) その他必要な書類

●●圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事務局
(住所)
●●総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課内
TEL